

鳥取県町村総合事務組合議会定例会の回数を定める条例

(平成29年 月 日 条例第10号)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による鳥取県町村総合事務組合議会の定例会の回数は、毎年2回とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。